



いのちとくらしをまもる
防災減災



令和3年3月22日

国土交通省中部地方整備局

庄内川河川事務所

中日本高速道路株式会社名古屋支社

名古屋保全・サービスセンター

名古屋高速道路公社

高速道路管理者との災害協定を締結し「流域治水」を推進

～災害時の庄内川河川堤防等の復旧のための高速道路区域の一時使用に関する協定～

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所は、中日本高速道路株式会社名古屋支社名古屋保全・サービスセンター及び名古屋高速道路公社と、河川の堤防等が被災し大規模な浸水被害が発生した際の、河川堤防等の早期復旧に必要な資機材を高速道路より直接堤防へ搬入が可能となるよう、高速道路区域の一時使用に関する協定を締結しました。

1. 締結日

令和3年3月15日（月）：中日本高速道路株式会社名古屋支社名古屋保全・サービスセンター

令和3年3月19日（金）：名古屋高速道路公社

2. 本協定による資機材搬入のイメージ

別添1参照

3. 一時使用想定箇所

別添2参照

4. 締結式の様子

別添3参照

5. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、多治見市政記者クラブ、恵那記者会

【問い合わせ先】

庄内川河川事務所 副所長（調査） 日置 龍朗

調査課長 佐伯 勇輔 電話（052）914-6713